

市有地売払一般競争入札応募要領

1. 売払物件

(1) 売払物件は以下のとおりです。

物件 番号	区分	所在（地番）など	売払予定価格 （最低売払価 格）	入札保証金
1	土地	所在 富良野市山部北町 地番 ①富良野字山部北町 2252 番 8 宅地 495.89 m ² ②富良野字山部北町 2252 番 80 宅地 495.97 m ² ③富良野市山部北町 2252 番 81 宅地 794.09 m ² ④富良野市山部北町 2252 番 82 宅地 794.53 m ² ⑤富良野市山部北町 2252 番 83 宅地 496.59 m ² ⑥富良野市山部北町 2252 番 84 宅地 564.37 m ² 計 6 筆 3,641.44 m ² を 1 件として	9,103,000 円	455,150 円

(2) 入札・契約手続の日程等

区 分	日 程 等
入札参加申込期間	令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 30 日（水）
入札保証金納入期限	令和 8 年 10 月 8 日（木）
入札日	令和 8 年 10 月 9 日（金）10:00
契約保証金納付期限	譲渡決定通知日から 7 日以内
契約（又は仮契約）締結期限	譲渡決定通知日から 7 日以内
売買代金納付期限	契約締結日から 30 日以内

(3) 売払物件の現地説明会は実施しませんので、詳細は市有地売払物件調書及び公図を参考に、必ず現地の状況確認を行ってください。また、申込みに関して事前に説明をしますので、応募される方は、必ず説明を受けてください。

(4) 事前説明・その他売払物件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号

富良野市複合庁舎 3 階 総務部財政課契約管財係（電話 0167-39-2306）

2. 入札参加資格

次の各号いずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受け復権しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者
- (4) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定により公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (5) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) その他日本語を完全に理解できない者

3. 入札参加申込方法

入札参加希望者は、次の書類に必要事項を記載・押印の上、受付場所に提出してください。

(1) 必要書類等

申込みにあたり、応募要領について事前説明をいたしますので、応募される方は、必ず、財政課にて説明を受けてください。

申込みの際に必要な書類は以下のとおりです。

なお、提出いただいた書類は返却できません。

ア 市有地売払一般競争入札参加申込書（第 2 号様式）

イ 誓約書（第 3 号様式）

ウ 利用計画書（第 4 号様式）

エ 滞納が無いことの証明

オ 世帯全員の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

4. 入札参加申込受付期間・場所

ア 受付期間：令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

午前9時00分から午後5時00分まで（土・日曜日及び祝日除く）

イ 受付場所：富良野市弥生町1番1号

富良野市複合庁舎3階 総務部財政課契約管財係

ウ 提出方法：受付場所に直接お持ちになるか、郵送により提出することもできます。郵送の場合は、受付期間内に到達するものを有効とします。

(3) 市有地売却一般競争入札参加通知書の交付

申込み手続きが完了した方には、「市有地売却一般競争入札参加通知書」（第4号様式。以下「参加通知書」という。）を交付します。この参加通知書は入札の際に必要なになりますので大切に保管してください。

5. 契約にあたって付す条件

契約にあたって付す条件は以下のとおりです。

(1) 売払物件は、契約締結の日から3年間は第三者に転売することができません。

(2) 売払物件は、次の用途に使用できません。

ア 暴力対策法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員その活動のために利用する等公序良俗に反する利用

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化法等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する利用

(3) 地域活動を理解し、治安維持及び環境維持に協力できる者とする。

6. 入札保証金の納付（入札前の納付）

上記1. 売払物件に記載してある入札保証金（売払予定価格の100分の5以上。円未満切り上げ）を、参加通知書交付の際にお渡しする市の納付書により、指定する金融機関で次の期日までに納めてください。

入札保証金納付期日：令和8年10月8日（木）

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。それ以外の方の入札保証金は、指定された金融機関口座へ後日振り込みます。

7. 入札の方法

(1) 入札日時・場所

ア 入札日時：令和8年10月9日（金曜日）午前10時00分開始します。

※ 入札執行開始時間前に到着していない場合は、入札に参加できません。

イ 入札場所：富良野市複合庁舎1階 文化会館会議室A

(2) 入札日に必要な書類等

ア 入札参加通知書の原本

イ 入札保証金の領収書原本

ウ 入札書（金額及び記名押印のあるもの）※代理人の場合は委任状も

エ 入札保証金返還請求書（振込先等を記入して提出していただきます）

(3) 無効となる入札

次の入札は無効となりますのでご注意ください。

ア 入札書に入札者（又は代理人）の記名押印がなされていない入札

イ 入札書の金額を訂正した入札

ウ 鉛筆やシャープペン、消せるボールペン等の容易に訂正できる筆記用具で記入した入札

エ 入札者（又は代理人）が1件に対し2通以上の入札をしたときは全部の入札

オ 入札書記載事項（入札金額、年月日及び入札者等）の記入漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札

カ 入札に関し不正の行為をした者の入札

(4) 開札・落札者の決定

開札後は、次の条件により落札者を決定します。

ア 売払予定価格以上で、かつ、最高価格の入札を行った者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

ウ 入札回数は、1回とします。

8. 契約の方法

(1) 譲渡決定通知

落札者には、市から普通財産譲渡決定通知書を交付します。

(2) 契約保証金の納付

上記(1)の決定通知のあった日から期日までに契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）を、決定通知の際にお渡しする市の納入通知書に

より、指定する金融機関で次の期日までに納めてください。この場合、入札保証金を充当した差額を納めていただきます。

契約保証金納付期日：譲渡決定通知日から 7 日以内

なお、契約を辞退又は解除することになった場合は、入札保証金又は契約保証金は市に帰属しますのでご注意ください。

(3) 契約締結期限

譲渡決定通知日から 7 日以内に契約を締結していただきます。

(4) 契約締結場所

富良野市複合庁舎 3 階 総務部財政課

(5) 契約時に必要な持ち物

ア 普通財産譲渡決定通知書の原本

イ 契約保証金の領収書の原本

ウ 印鑑、印鑑証明書（法人の場合は、代表者印）

エ 住民票抄本（法人の場合は、登記事項証明書）

契約書の住所や名称確認のため。登記の際は、これをそのまま使用します。

オ 収入印紙（売買代金に応じた額）

(6) 売買代金の納付期限

契約締結日から 30 日以内

契約締結時に契約締結日から 30 日以内に納めてください。納付期日を過ぎて納めた場合は、年 8.9% の延滞金がかかりますのでご注意ください。

(7) 富良野市議会の議決を要する場合の仮契約

売払予定価格が 5,000 万円以上（土地は 1 件 5,000 m²以上）の売買は、議会の議決を必要としますので、落札決定後に仮契約を締結します。

議会の議決を得たときに本契約が成立します。

9. 所有権移転の登記等

(1) 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金（延滞金を含む。）を完納したときに市から契約者へ移転します。

(2) 物件の現地立ち会いと引渡し

契約締結日から売買代金の完納までに、市と契約者双方で現地立ち会い確認をします。（現地確認を希望されない方は省略できます。）

引渡しは所有権の移転完了と同時に現状のままで行います。土地を囲っている

樹木についても現状引渡しとなり、市では撤去しません。

(3) 登記に必要な書類

ア 売買代金の領収書の写し

イ 住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書）

※ 契約時から変更がなければ必要ありません

ウ 収入印紙（登記に要する登録免許税の額）

エ 買戻特約を所有権移転の登記に付す場合は承諾書

オ 印鑑登録証明書

(4) 所有権移転の登記、登記済関係書類

上記の必要な書類を提出していただいた後、市が所有権移転等の登記手続きを行い、登記済関係書類ができ次第、関係書類をお渡しいたします。

〈問い合わせ先〉〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号

富良野市複合庁舎 3 階 総務部財政課契約管財係（電話 0167-39-2306）